

# 香川県不育症治療費助成制度の概要

県では今年度から、妊娠はするものの流産などを繰り返し、子どもを授かることができない不育症に悩む夫婦を支援するため、治療に要する費用の一部を助成します。

## 1 対象となる方は

香川県内に住所を有し、医師に不育症治療のためヘパリン療法が必要と診断された方です。なお、年齢、所得の制限はありません。

※ ヘパリン療法とは、不育症のリスク因子の検査で血液が固まりやすくなる因子が確認された人に対して、血栓の発生により胎盤組織の発育が阻害されないようヘパリン製剤を投与し、流産を予防する治療方法です。

## 2 対象となる治療は

県内の市町に住民票がある間に、国内の医療機関で行われたヘパリン療法に要した治療費(薬局での調剤費用を含む。)のうち、次の費用として支出した自己負担額です。保険診療の有無は問いません。

- ①ヘパリン製剤の投与(処方)費用
- ②ヘパリン製剤の在宅自己注射のための教育入院または外来教育プログラムの費用
- ③ヘパリン療法を受ける患者の医学的管理に必要な検査費用
- ④その他、ヘパリン療法を行うために必要と認められる費用

(注) 以下の費用は、助成の対象となりません。

- ①不育症のリスク因子の検査に必要な費用
- ②ヘパリン療法と併用して投与する低用量アスピリン等の費用
- ③教育入院時等の差額ベッド代、食事代、その他直接治療に関係のない費用
- ④助成対象となる自己負担額の中に次のものが含まれる場合は、これを控除します。
  - ・公的医療保険から給付を受けた、又は受けることが可能な額
  - ・他の地方公共団体から給付を受けた、又は受けることが可能な額

## 3 助成の内容は

1回の妊娠中の治療にかかった自己負担額の範囲内で15万円が上限です。回数に制限はありません。

## 4 申請の時期は

治療が終了した日から3月以内に申請してください。

※ 今年度の申請受付開始は、平成30年6月1日からとし、平成30年4月1日以降の治療費用を対象とします。

## 5 制度の問合せ、申請書の提出先は

香川県 健康福祉部 子ども政策推進局 子ども家庭課（県庁本館17階）  
〒760-8570 高松市番町4-1-10 ☎087-832-3285

## 6 申請に必要な書類は

(詳細は、県庁子ども家庭課 ☎087-832-3285にお問い合わせください。)

### ① 香川県不育症治療費助成申請書(第1号様式)

治療が終了した日から3月以内にこの申請書に、②～⑤の書類を添付して、県庁子ども家庭課へ提出してください。申請は、平成30年6月1日から受付を開始し、平成30年4月1日以降の治療費用を対象とします。

### ② 香川県不育症治療費助成事業受診等証明書(第2号様式)

主治医が作成する受診等証明書です。複数の医療機関で治療を受けた場合は、治療の中心となった医療機関で証明を受けてください。

### ③ 香川県不育症治療費助成申請額(自己負担額)証明書(第3号様式)

証明書は、治療、処方を受けた医療機関、調剤薬局ごとに別々に作成してください。医療機関等の証明がない場合は、自己負担額の確認が可能な医療機関等が発行した証明書又は領収証などを添付してください。

### ④ 申請者の住民票の写し

発行から3月以内の原本で、マイナンバーの記載のないもの

### ⑤ 助成金請求書

請求者、口座振込名義人は申請者と同一人としてください。

## 7 申請書類のダウンロード

(申請書類は、県子ども家庭課、県保健所にもあります。)

ウェブサイトで「香川県 不育症助成」と検索し、香川県のホームページ「香川県不育症助成事業の概要」から申請書類をダウンロードできます。

### 不妊・不育症の悩みは「香川県不妊・不育症相談センター」へご相談を！

(高松市国分寺町国分 152-4 香川県看護協会 ☎087-816-1085)

センターでは、不妊や不育症に関する電話やメールでの相談のほか、来所での女性産婦人科医師や心理カウンセラーによる専門相談(予約制)を行っています。

また、不妊や不育症について分かりやすく解説した書籍の閲覧ができたり、談話ができる専用室「ウェルカムサロン」も利用できます。

電話相談やウェルカムサロンは、平日の午前10時から午後4時までです。

相談は無料、プライバシーは守ります。一人で悩まず、気軽にご相談ください。

電話相談は ☎087-816-1085 (専門相談の予約も同じ電話番号)へ。

メール相談は ウェブサイトで「香川県 不妊不育症の相談」と検索し、入力フォームへ。